

平成 18 年 10 月 20 日

関 東 財 務 局

### 山梨県民信用組合に対する行政処分について

1. 山梨県民信用組合(本店:山梨県甲府市)については、営業店において発生した顧客の定期預金等着服にかかる不祥事件が長期間にわたり継続し、事故金額も多額に上っていたことから、不祥事件防止に対する組合の内部管理態勢の現状等について、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づく報告等を求めたところ、営業店等における牽制機能や本部における内部監査機能が働いていないなど、組合の内部管理態勢に重大な問題があることが認められた。
2. このため、本日、同信用組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

### 記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から、内部管理態勢を充実・強化すること。
  - ① 法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化
  - ② 役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底
  - ③ 本部及び営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化
  - ④ 本部監査機能の充実・強化(深度ある監査の実施を含む)
  - ⑤ 適切な人事管理の実施
- (2) 上記(1)に関する改善計画を平成18年11月20日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

#### 連絡・問い合わせ先

関東財務局 甲府財務事務所 理財課

電話 055-253-2261(代表)

関東財務局 理財部 金融監督第3課

電話 048-600-1243(ダイヤルイン)